

# 国立大学法人鳴門教育大学の中期目標

平成20年3月25日  
文部科学大臣変更提示

## (序文)

国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学(以下「鳴門教育大学」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

## (前文)大学の基本的な目標

鳴門教育大学は、21世紀に生きる人間として豊かな教養を培い、地球的視野に立って総合的に判断できる力量の形成に努め、教育者として子どもに対する愛情と教育に対する使命感を醸成し、教育に関する専門的知識を深めるとともに、教育の今日的課題に応えることのできる教員養成を目的とする「教員のための大学」である。

この目的のもとに、学部では、教員としての必要な基礎的・実践的な資質や能力を習得し、広い視野に立って教育活動を実施し、地域の教育課題に応え、教育の改善に役立つことのできる教員の養成を行う。大学院では、教育に関する専門職として必要な資質や能力の向上を図り、学校教育の創造に主体的に取り組むことのできる高度な実践的力量を涵養する。さらに、学部、大学院が連携した教育を推進して優れた教育実践力をもつ教員を養成し、新しい時代にふさわしい学校教育の発展に寄与することを基本的な目標とする。

具体的には、以下の事項について重点的に取り組む。

学校教育の課題に応えるため教育実践学を中核とする教員養成カリキュラムを構築する。

教育実践学を中核とした学部・修士の6年間を見通した教員養成を目指すとともに、学校教育や教科教育の課題を明確にできる実践的能力をもった教員を養成する。

教育に関する専門職として高度な実践的力量の形成並びに専門的知識の深化を図るために大学院を整備・充実する。

学校における危機管理に係る教育研究を実施する。

学校教育の今日的課題に応える教育研究を推進する。

附属学校園の役割・機能充実のために新たなパートナーシップを確立し、教育課題の開発、実践的な研究を推進する。

県・市教育委員会との共同研究を推進するとともに、学校や社会と連携して学校教育の改善に取り組む。

客員研究員を含む外国人研究者の招聘、大学教員及び大学院生の海外派遣、国際学術交流協定締結校との学生交流など国際的な学術交流及び学生交流を推進する。

中期目標の達成状況や社会のニーズを踏まえ、目標・計画を適宜見直す。

このような役割を果たすため、鳴門教育大学の中期目標は、以下のとおりとする。

## 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日

### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学校教育学部(学校教育教員養成課程)、学校教育研究科(修士課程及び専門職学位課程)を置く。

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(博士課程)の構成大学である。

## 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (1) 教育の成果に関する目標

- 1) 学校教育の課題に応えるために教育実践を中核とする教員養成カリキュラムを構築する。
- 2) 教育実践学を中核とした学部・修士による6年間を見通した教員養成を目指すとともに、学校教育や教科教育の課題を解明できる実践的能力を育成する。
- 3) 大学院において、専門職大学院の設置を目指す。
- 4) 教育の成果等を評価する体制を確立する。

#### (2) 教育内容等に関する目標

- 1) 教育の成果に関する目標に則したアドミッション・ポリシーを明確にし、教職に就く意欲と能力の高い学生及び現職教員、留学生、社会人の受入を促進する。
- 2) 時代の新しい要求に即した教育課程、教育方法、成績評価等を再構築し、教育内容の充実を図る。

#### (3) 教育の実施体制等に関する目標

- 1) 時代の新しい要求に即した教育研究組織に再編するとともに授業内容の特性に応じた教育環境を整備する。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、教員の質の向上を図る。
- 3) 教材開発、学習指導法の改善を通して、教育内容の質の向上を図る。
- 4) 附属図書館の教育支援体制を充実する。

#### (4) 学生への支援に関する目標

- 1) 学習支援及び生活支援体制を整備・充実する。
- 2) 学生に対するキャリア形成の支援の充実を図り、就職指導体制を強化する。
- 3) 学生の大学における生活環境を整備する。

### 2 研究に関する目標

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1) 学校教育、教科教育等に関する基礎的・専門的な先導的研究を推進する。
- 2) 研究の成果を教育関係機関及び教育関係者に広く還元し、学校教育の改善・充実に寄与する。

- 3) 研究水準及び研究成果等を評価する体制を確立する。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 1) 時代の新しい要求に即した研究者組織を再編するとともに、研究環境を整備する。
- 2) 新たな評価制度の導入と評価を反映させるシステムを構築し、研究の質の向上を図る。
- 3) 知的財産を保護する支援体制を確立する。
- 4) 附属図書館の研究支援体制を充実する。

## 3 その他の目標

### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

- 1) 地域社会との連携・協力及び教育面における社会サービスを推進するための基本方針を策定し実施する。
- 2) 産業界との共同研究を推進する。
- 3) 地域と連携し、教育諸課題に対する共同研究体制及び共同研究支援体制を確立する。
- 4) 国際的な学术交流及び学生交流を推進する。
- 5) 地域社会への附属図書館サービスの拡充を図る。

### (2) 附属学校に関する目標

附属学校では、21世紀の社会の形成に主体的に参画する国民の育成を目指して、時代や社会の要請に応える先導的な研究の推進や特色ある教育活動及び実地教育の充実に努める。また、附属学校間の連携を密にするとともに、幼・小・中の一貫教育を目指す。さらに、大学直属の附属学校として学部及び大学院との教育・研究の一層の連携を推進し、附属学校としての使命を果たす。

幼稚園では、幼児の遊びを中心とした生活を総合的に組織し、一人一人の発達に合わせた教育課程を編成し、人の生涯の基盤となりうる豊かな人間性と独創性を育む教育を行う。

小学校では、基礎・基本の確実な定着を図り、未来を拓く児童の育成にふさわしい教育課程を編成して一人一人の個性・能力を最大限に伸ばす特色ある教育活動を展開する。人権を尊重し自主性・社会性・創造性に富み、実践力豊かで心身ともに健全な児童の育成をめざす。

中学校では、基礎・基本となる学力と学ぶ意欲を身につけ、一人一人の個性・能力を最大限に伸ばす特色ある教育活動を展開する。知・徳・体の調和的人格の完成をめざし、自主・自立の精神、創造的能力、豊かな人間性をそなえ、社会の発展に寄与することのできる心身ともに健全な中学生の育成をめざす。

特別支援学校では、知的障害のある児童生徒一人一人の個性や能力・特性に応じて、その可能性を最大限にのばし、自立と社会参加をめざし、その基礎・基本の習得をすることを目的とした教育を行う。

- 1) 大学と連携しながら実地教育カリキュラムを改善し、時代の要請に応える優れた教員の養成を図る。
- 2) 附属学校間並びに大学との間で、教育研究のための共同及び相互支援体制を確立する。
- 3) 管理運営・教育制度等を見直し、時代・社会のニーズに則した学校運営を目指す。

- 4) 教育機関と積極的に連携し，教員の資質の向上を図る。
- 5) 安全管理体制を整備し，幼児，児童及び生徒の安全を確保する。

#### **業務運営の改善及び効率化に関する目標**

##### **1 運営体制の改善に関する目標**

- 1) 学長を中心とするダイナミックで機動的な運営体制を確立する。
- 2) 役員及び経営協議会の構成員に学外者を積極的に登用し社会に開かれた運営システムを確立する。
- 3) 教員，事務職員の一体化を目指した積極的業務連携を推進する。
- 4) 運営体制の効率化を図る。

##### **2 教育研究組織の見直しに関する目標**

- 1) 教育研究の進展や社会的要請に応じて，適切な評価に基づき，教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

##### **3 人事の適正化に関する目標**

- 1) 教員の流動性・多様性を高めるための人事を推進する。
- 2) 教育研究の活性化を図るため，業績評価の評価基準や方法及びこれを反映するための給与システムを確立する。
- 3) 教職員の定数管理と事務系職員の採用・人事制度を確立する。

##### **4 事務等の効率化・合理化に関する目標**

- 1) 事務組織・職員配置を再編し，業務の効率化，合理化を図る。
- 2) 事務電算化を推進し，事務処理の簡素化・迅速化を図る。
- 3) 外部委託等を積極的に活用する。

#### **財務内容の改善に関する目標**

##### **1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標**

- 1) 科学研究費補助金など外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。
- 2) 地域社会や産業界との連携・交流の強化を図る。

##### **2 経費の抑制に関する目標**

- 1) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う。
- 2) 事務の合理化・電子化等により，事務組織の見直しを行い管理経費の抑制を図る。

##### **3 資産の運用管理の改善に関する目標**

- 1) 施設設備及び物品の効果的・効率的運用を図る。

## 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実に関する目標

- 1) 自己点検・評価体制等の充実を図るとともに、教員に対する多様な評価システムを導入し、その評価結果を大学運営の改善・充実に十分に反映させる。

### 2 情報公開等の推進に関する目標

- 1) 教育研究活動等の状況について、積極的に情報を社会に提供するため、広報体制の充実・強化を図る。
- 2) 広報活動の基本となるプランを策定し、プランに基づき効果的・効率的な広報活動を推進する。

## その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 1) 鳴門教育大学では、活発な教育研究活動を展開し、優れた指導能力を備えた教員を養成し、また、現職教員に高度な研究、研鑽の機会を確保し開かれた大学として様々な教育研究等の目標及び計画を実現するために施設整備を大学のトップマネジメントの一つと位置づけ以下のことを推進する。

全学的視点に立ったスペース配分など施設設備の有効活用

施設設備の機能保全や施設水準の維持管理

全学的・長期的視点よりスペース・機能の確保及び必要に応じた施設の整備

### 2 安全管理に関する目標

- 1) 防災及び安全衛生管理体制を確立し、教職員並びに学生の安全を確保し、安全衛生意識の高揚を図る。

別表（学部，研究科等）

学 部	学校教育学部
研 究 科	学校教育研究科 連合学校教育学研究科（兵庫教育大学大学連合大学院の参加大学である。）